

## **安保法制違憲・東京高裁判決（差止訴訟）に対する声明**

2023年2月16日

東京安保法制違憲訴訟弁護団

本日、安保法制を憲法違反とする訴訟について、東京高等裁判所第10民事部は、極めて不当な理由付けにより、控訴棄却及び控訴審での追加主張に対する請求却下の判決を言い渡した。行政訴訟についても国賠請求についても基本的に原判決の考え方を踏襲し、控訴人らの主張に真摯に向き合わず裁判所の役割を放棄した判決であった。

その内容は、防衛出動命令等の差止請求については处分性や原告適格を欠くため不適法である、当事者訴訟のうち給付の訴えについては、控訴人らと被控訴人の間の法律関係は控訴人らに給付を求める権利を発生させる公法上の法律関係でない、当事者訴訟のうち確認の訴えについては、確認訴訟の対象である内閣総理大臣が集団的自衛権行使のための防衛出動を命じてはならない義務を負うこと等は、控訴人らと被控訴人との間の具体的な権利義務または法律関係ではないため確認の対象として不適格である、国賠請求については、控訴人らが主張する被侵害権利・利益は、いずれもその内実において国民各人の具体的な権利ないし法的利益とはいえない、新安保法制法の立法行為等及びその実施行行為等によって、控訴人らの国家賠償法上保護された権利ないし法的利益が侵害されたとはいえないなどとして、憲法判断に全く踏み込まないものであった。

差止請求について、本判決は、集団的自衛権の行使としての防衛出動が行われ日本が戦争当事国となつても、それにより直ちに何らかの国民の権利義務を形成しましたはその範囲を確定する効果が生じるものではない、日本が外国から武力攻撃を受けるという結果が必然的に招来されるわけではない等の理由により、处分性を否定

した。本判決は、防衛出動命令がされた場合に日本が直接の武力攻撃を受ける「蓋然性が極めて高い」とは認められないという。戦争の惨禍に見舞われることが問題となっている場面においてそのような極めて高い蓋然性が要求される理由自体全く不明であるが、本判決は、日本が戦争当事国となつても日本に対して武力攻撃がなされるとは限らないと述べるものであつて、意図的に詭弁を弄するものというほかない。

また、本件訴訟において、控訴人らは、防衛出動命令等の差止め等を求め、行政事件訴訟法（以下「行訴法」という。）上の差止めの訴えに加え、当事者訴訟を追加した。当事者訴訟は、行訴法上の処分性が認められない行政行為についても争う途を開く訴訟類型である。しかし、本判決は、行訴法上の差止めの訴えについては処分性または原告適格を否定し、当事者訴訟については、公法上の法律関係として救済を与えるべきものではない、または確認の対象として不適格であるとの理由で訴えを却下することで、行政処分・行政行為の違憲・違法についての実体判断を全くしなかつた。その論理は、本件で問題となっている明白な違憲立法に基づく防衛出動命令等を差し止めること全般について、行訴法上の救済が与えられる余地を一切否定するものであつて、到底受け入れられるものではない。

国家賠償請求においても本判決が憲法判断を回避した点は、裁判所が人権保障の最後の砦とされる司法権の役割を果たそうとしなかつたものというほかないが、こと、集団的自衛権の行使によって国民の生命、身体等が侵害される可能性、蓋然性が高まること自体につき国家賠償法上の保護範囲に入らないと判示した点、「具体的な危険の切迫」を必要とする枠組みを提示し、それが本件では認め難いと判示した点、憲法改正発議をすべきかどうかが国会の専権に委ねられているかのような判示をした点は、到底看過し得ない。また、本判決は、「仮に平和安全法制関連2法がその立法当時から憲法に違反する内容のものであったとしても」と述べ、新安保法制法が違憲である可能性について言及しているが、続けて「その内容並びにこれによって控訴人らが想定する戦争等に至る事態、状況並びにそのために控訴人らが

これまで受けてきた精神的苦痛の内容、程度は、平和安全法制関連2法が違憲と判断されるかどうかによってその実態が変わるわけではない」と述べており、立法に対する国家賠償請求そのものの意義を否定するかのような言辞を弄しており、この点でも不当である。

国民の生命、身体等が侵害される可能性、蓋然性が高まること自体について救済を否定し、「具体的な危険の切迫」という、それが起きたときには既に取り返しがつかなくなっているものを請求に必須の要件と位置づけることは、救済を否定することと同義である。政府・与党が台湾有事は日本有事であるとして不安を煽っているような状況下においても、裁判所が憲法判断から逃げる姿勢に終始することは、現実に戦争が始まらなければ裁判所は判断をしないと言っているに等しく、国民に対する実効的な救済を拒否する姿勢というほかない。本判決は、控訴人らが行った予防＝事前配慮原則に則した主張（いったん損なわれると取り返しがつかない法益である場合には、具体的な権利侵害を待たずに、その不可逆性を理由に予防的な訴訟の途を認めるべきとの主張。）について、現実の法益侵害やその具体的危険性の発生を要求してこの主張を排斥しているが、それは自己矛盾にほかならず、その論理は破綻している。

憲法改正・決定権についても、憲法改正発議をするか否かや発議の内容が国会に委ねられているということは、憲法改正発議をしないまま憲法の有権解釈を180度変更して明白に違憲の法律を立法してよいということを意味しないはずである。本判決は、本件が、行政府と立法府の多数派が共謀して憲法秩序に対するクーデターを画策し断行したものであるという現実から目を背け、憲法判断及び国民が憲法改正プロセスに参加する地位を奪われたことに対する判断を回避し、裁判所の責務を放棄したものである。

さらに、本判決は、「裁判所は、憲法判断をしなければ事件の結論が出せない事案に限りこれをすることができますというわけではない」とし、裁判所の裁量により憲法適合性の判断を示す余地があることを認め、「事案の内容、当該憲法問題の重

要性、社会的影響等を考慮し、その必要性、相当性があるといえるかについて慎重な検討を要する」と述べた上で、本件については、それらの考慮要素について何ら言及することなく、「憲法判断を行う必要性、相当性があるということはできない」としている。本件は平和主義及び立憲主義という憲法の本質の破壊が主権者たる国民不在のままなされている極めて重大な事案であるのに、憲法判断を行う必要性、相当性がないとの判断は、到底常人の理解の及ぶところではない。

本判決のような司法の消極的态度は、控訴人らが懸命に訴えてきた人権侵害の状況や武力衝突が繰り返されている世界の現状を軽視するものであり、政府による憲法破壊に手を貸すものである。内閣及び国会において多数を占める政権与党や首相官邸による立憲主義・法の支配の破壊行為を止められる機関は、憲法上司法権の独立が保障された裁判所を置いてほかにない。本件が一見して極めて明白な憲法違反が問われている重大事件であるにも拘わらず、裁判所が憲法問題について正面から判断を下すことなく、人権保障、国民主権、平和主義を中心とする日本国憲法の理念を無視した形式的判断をしたことは、主権者である国民に対する重大な背信行為である。

我々は、なすべき判断を回避し裁判所の職責を放棄した本判決に断固として抗議するとともに、これにいささかも怯むことなく直ちに上告し、司法が本来の職責に則りしかるべき判断を下すまで全力で闘い続けることをここに宣言する。